

萩原コロナ本人訴訟・第2回口頭弁論開催！ 原告萩原さん、準備書面(1)提出！ サービックは「休暇」の意味がわかっているのか？？

1月14日、第2回口頭弁論が開催されました。

この日の弁論では、昨年提出された、被告サービックの「答弁書（10/15提出）」に対して、原告・萩原さんから反論の「準備書面（1）」が提出されました。

萩原さんは「準備書面」ので、①自宅待機を実施した根拠とされているサービック労組と締結した「労使協定」の内容に矛盾があること。②その「労使協定」でも、被告山崎副所長作成の「掲示」でも「自宅待機は就業規則に基づく有給休暇」となっていること。③そもそもサービックは「休暇」というものを理解していないこと。④自宅待機がたとえ勤務であっても、課題を提出しないことを理由に自宅待機から除外するという差別的扱いは不法であること。等を訴えました。

萩原さんは「準備書面」の最後に「結語」として次のように訴えました。

結語

本件は、被告らが、「休暇」の意味を理解せず、「就業規則上の有給休暇」と明記しながら課題提出を命じるという措置をとったことが発端である。被告らは、原告および東海労関西地本から違法性について指摘を受けても、意に介せずあくまでも会社の指揮命令下にある「自宅待機」の取り扱いを止めなかった。しかし、仮に実際には会社の指揮命令下にある「自宅待機」だったのだとしても、指示に従わない社員について、安全配慮義務を放棄して、異なる取り扱いをすることが許されるのかを問う裁判である。

JR東海の子会社である被告サービックでは、社長、被告竹腰、被告山崎らをはじめ、多くの会社幹部・管理者がJR東海からの天下り、または出向で役職に就いている。原告もまたJR東海からの出向である。

第一事業所内においても、多くの幹部は出向者であり、職場の雰囲気も天下り王国であり「逆らうことは許されない」雰囲気が蔓延して止まない状況である。

本件は、このようなJR東海からの「天下り王国」における本質的な特殊事情が背景にあることも追記しておく。

次回第3回弁論は3月18日、10:00～ 708号法廷！